

平成 26 年 6 月 2 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730104

研究課題名(和文) 団体の内部分裂と知的財産法

研究課題名(英文) The relationship between Split of Business and Intellectual Property Law

研究代表者

村上 画里 (MURAKAMI, Eri)

大阪大学・知的財産センター・特任准教授(常勤)

研究者番号：70597351

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：団体が何らかの形で内部分裂をした場合に、元の団体が保有している権利、あるいは、分裂後の団体との間で共有している権利の利用関係について、需要者の立場に着目して研究を行った。研究の結果、内部分裂事例については、知的財産権の性質により、求められる帰結が異なることが判明した。

著作権に関しては、内部分裂の紛争当事者間の内部関係の問題にかかわらず、著作物の利用をさせる必要性があることがわかった。商標権については、内部分裂に関して多数の事例が存在し、いくつかの類型に分類することができた。いずれの類型においても、需要者が出所混同しないよう、商標の使用を一本化させることが求められることがわかった。

研究成果の概要(英文)：In the case of split business, I consider that the relationship based on the right which has original holder or co-owner. In this research, I focused attention on consumers. This study results that it depends on which kind of intellectual property rights.

In the copyright cases, it is necessary to utilize of works despite of existence dispute. On the other hand, in the trademark cases, there are many split business cases that we can be classified. In any of these cases, it is necessary to integrate the use of trademark not to confuse consumers.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：内部分裂 著作権 商標権

1. 研究開始当初の背景

研究代表者はこれまでに、著作権が共同所有の形態を取る結果、各共有者の利用が単独所有の場合に比べ制限され、権利行使(第三者に対するライセンス契約等)を行いにくくなるのではないかという疑問から、複数の者による創作が行われて権利行使に関する意思が一致しない場面及び共同著作者内部に権利変動があって意思の統一が図りにくい場合につき検討を行ってきた。

すでに行ってきた研究では、団体の内部紛争のなかでもかなり範囲を限定した、著作権が共有された場合のみ取り上げてきたが、団体内部の紛争が生じる場面は、権利が共有されている場面に限られず、また、紛争の対象となっている行為や知的財産権も多様なものであり、従来の研究を横断的に検討する必要性があった。

そこで、本研究では、団体内部紛争と知的財産をめぐる法的問題を一定の視点から解決を図ることを目標とする研究は従来みうけられず、需要者が安心して行動できる制度整備が必要なのではないかと考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、団体内部紛争が生じた場合の知的財産法周辺の法律関係をめぐる諸問題について、過去の裁判例の整理・分析を行うとともに、需要者の視点から見た場合により適切とされるべき解決方法について検討を行うものである。

本研究では、商標法、著作権法、不正競争防止法に関連する内部紛争事例について日本の裁判例の分析を行い、外国法における同様の事例につき解決方法の比較を行う。これらの分析・検討により、団体内部紛争発生時の知的財産権の利用関係に関して、団体内部における利用関係の円滑化を図るための提言を行う。

3. 研究の方法

これまでの研究は、団体内部紛争と知的財産権について、内部紛争それ自体について、あるいは、不正競争防止法上の問題として個別に検討されることはあっても、内部紛争について知的財産権の種類に関わりなく類型化などの試みはなされてこなかった。

需要者から知的財産をみた際に、団体の内部紛争が生じていると、一体、どの業者が真の権利主体等であるのか、どの業者にクレームをつけるべきなのか、不明な状態になる。このような場合において、内部紛争はどのように解決されるべきか、この点を追究することが本研究の目的である。

具体的には、以下の点について、研究を進めていくこととした。

(1) 知的財産を巡る内部紛争事例の類型化

知的財産を巡る内部紛争事例に関して、本研究では、知的財産に関する内部紛争に関す

る裁判例を抽出して、紛争類型に分類するところから研究をスタートさせた。

(2) 内部紛争事例の共通的解決方法についての提言

(1)に記載した類型化に基づいて、知的財産を巡る内部紛争についての適切な解決方法の提言を行った。具体的には、需要者からみた場合の取引の相手方として分裂にかかるどの団体を適切な者とするのかという点、内部分裂の当事者はどのように知的財産権の利用関係の調整を図るべきかという点について検討を行った。需要者にとっての取引の相手方とされた者が知的財産権に関して適法な利用ができない場合、どのような方法を講ずるべきかというのが に関する内容である。

また、ここで言う提言については、(3)に示すようにアメリカにおける事例も参照しながら検討を行っていく。

(3) アメリカにおける事例との比較

比較対象としてアメリカにおける事例の分析を行う。アメリカ法を素材とする理由は、従来、わが国において紹介されてきた事例は欧米諸国のものが中心であることから、従来検討があまりされてこなかったアメリカ法を対象として研究を行った。不正競争事例においても、アメリカの制度を参照した。

4. 研究成果

団体が何らかの形で内部分裂をした場合に、元の団体が保有している権利、あるいは、分裂後の団体との間で共有している権利の利用関係について、需要者の立場に着目して研究を行った。研究の結果、内部分裂事例については、知的財産権の性質により、求められる帰結が異なることが判明した。

著作権に関しては、内部分裂の場面として共同著作物の創作に関する場面において著作権が共有になる場合、何らかの形で著作権が共有されるに至っている場合を中心に検討を行った。この問題については、学外における研究会で報告を行い、弁護士及び他分野の専門家との意見交換を行った。検討の結果、紛争当事者間の内部関係の問題にかかわらず、著作物の利用をさせる必要性があることがわかった。

商標権については、内部分裂に関して多数の事例が存在し、いくつかの類型に分類することができた。具体的には、事業再編、後継者争い、兄弟喧嘩、フランチャイズチェーンの吸収合併、共同事業体の解消(業務提携解消)、商標権の共有、商品の製造販売についての契約違反等の事例に分析することができた。これらの中には、内部分裂後に一方の団体が商標権者の登録商標と同一・類似の商標を使用することを継続することが商標権侵害となつた事例とそうではない事例が混在していた。そこで、侵害と非侵害という形で結論が分かれるに至った理由を検討

した。その結果、非侵害となった事例においては、被疑侵害者に何らかの形で使用権が帰属している、商標権者の権利行使に問題があることが判明した。

結果的に、商標権をめぐる紛争においては、内部分裂のいずれの類型においても、需要者が出所混同しないよう、商標の使用を一本化させることが求められることがわかった。これは、商標権侵害に関する一般的な理解と同様の結果であった。

商標権を巡っては、上述のように裁判例を中心として検討を行ったが、実際に裁判例という形で公表された事例ではないもので、検討すべき問題として、芸能プロダクションと芸能人との間のトラブルに関して、氏名等の使用を巡る問題が考えられるので、この問題について商標法と不正競争防止法の両側面から検討を行った。また、商標法の保護対象として音や動きなどが加わる見込みが高まっており、同じ物に対して二つの権利が成立するする場面の登場機会が増えることが予測できる状況にあり、両方の権利がそれぞれ別の者に帰属する場合に、どのような調整をすべきであるのか検討を行った。この問題も実際に生じた事例とは別のものになるが、一つの成果物から二つ以上の権利が発生しうる場合に内部分裂が生じれば、これらの権利の取り扱いについて今後検討を要することとなるので、商標権と著作権が抵触する場合についての法制度のあり方を検討した。

芸能人の氏名等に関しては、芸能活動をすすめるうでの芸名が商標登録を受ける場面においてどのような取り扱いを受けるのか、そして、それが芸能人の氏名(本名)である場合にはどのような取り扱いを受けるのかという点について検討を行った。とりわけ、芸能人の芸名・氏名について芸能事務所が商標登録を受ける場面に関して検討を行った。商標法上は、芸能事務所等、芸能人本人ではない者が商標権を取得することは可能となっており、そのような制度自体を否定する理由はないという結論を得た。

しかし、芸能事務所が芸能人の芸名・氏名について商標権を取得している場合には、当該芸能人は芸能事務所によって活動を制約される可能性が考えられる。例えば、事務所を移籍する場合など、旧事務所が当該芸能人の芸名・氏名について商標権を有している場合、当該芸能人が新事務所において従前から使用してきた芸名・氏名を使用することができなくなる可能性が考えられるのである。この問題について、芸能人側が裁判において主張しうる抗弁や防御方法について検討を行い、また、不正競争防止法上行いいうる主張についても検討を行った。

検討の結果、芸能人の芸名・氏名等については、一端、芸能事務所等に商標権の帰属を認めると、芸能人自身は、当該芸名の使用を継続することができない場合が考えられるので、自己の芸名・氏名等については、当該

芸能人自らが使用の管理を行う必要があると結論づけた。

商標権と著作権の調整に関しては、主として、台湾における法制度との比較を行い、日本がどのような方向で両権利の調整を図っているのか比較検討を行ったうえで、日本法に不足している部分について立法的に解決をすべきであることを主張した。この問題に関しては、研究会にて報告を行い、意見交換を行った。

さらに、商標権と著作権が抵触関係にある場合について世界的にどのような方法で制度設計をしているのか調査を行った。その結果、わが国の法制度は、世界的に見ると少数派であり、その調整のあり方としては必ずしも十分ではないことが判明した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

- (1) 村上画里「著作権と商標権が併存する場合の調整のあり方について」査読無、阪大法学 64 巻 1 号(2014 年) 未定
- (2) 村上画里「芸能人の氏名・芸名をめぐる紛争における当事者の攻防」査読無、知財ぶりずむ 136 号(2014 年)44-56 頁
- (3) 村上画里「内部分裂後の商標の使用」査読無、 阪大法学 63 巻 5 号(2014 年) 103-127 頁
- (4) 村上画里「著作権と商標権の権利調整-日本法と台湾法の比較」査読無、知財ぶりずむ 134 号(2013 年)30-39 頁
- (5) 村上画里「著作者死後の著作権管理」査読無、 阪大法学 62 巻 5 号(2013 年)289-310 頁
- (6) 村上画里「著作権法 6 5 条 3 項にいう『正当な理由』- Y G 性格検査事件」査読無、知財管理 63 巻 1 号 (2012 年) 91-97 頁

[学会発表](計 2 件)

- (1) 村上画里「著作権と商標権が併存する場合の調整のあり方について」知的財産センター研究会 2014-2-21 大阪大学
- (2) 村上画里「著作権法 6 5 条 3 項にいう『正当な理由』- Y G 性格検査事件」企業法務研究会 2012-12-13 東北学院大学

[図書](計 3 件)

- (1) 茶園成樹編 有斐閣『著作権法』(2014 年) 227-248 頁 [村上画里]

(2) 茶園成樹編 有斐閣『商標法』(2014年)
35-73頁〔村上画里〕

(3) 茶園成樹編 有斐閣
『商標法』(2012年) 32-70頁〔村上画里〕

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)
なし

取得状況(計 0 件)
なし

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村上 画里 (MURAKAMI ERI)
大阪大学・知的財産センター・特任准教授
(常勤)
研究者番号：70597351

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし